

規律委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条第3項の規定及び正会員の処分等に関する規則に基づき、規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 規律委員会は、理事、正会員代表者、正会員代表者代理人及びこれらに準ずる者並びに学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第3条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

2 委員の数は、9人以内とする。

3 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときに第1項の規定により選任する後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了した時は、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第4条 規律委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

3 委員長は、規律委員会の議長となり、会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い、又は代理する。

(規律委員会の招集)

第5条 規律委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第6条 規律委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第7条 規律委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。
- 3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合は、その審議に参加することができない。
- 4 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(議事に関係のある正会員等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、その議事に関係のある正会員の役職員又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(書面等による規律委員会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の招集を行わず、書面その他の方法で規律委員会の議事に対する委員の賛否を求めることにより、規律委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により当該賛否を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 第7条の規定は、前項の委員の賛否について準用する。この場合において、第7条第1項中「出席した委員」とあるのは、「賛否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第10条 規律委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 前条第1項の書面による規律委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(秘密保持義務)

第11条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(議事細則)

第12条 規律委員会は、本規則に定める事項のほか、議事手続その他規律委員会の運営に関し必要なときは、細則を別途定めることができる。

付 則 (平成23年5月20日)

この規則は、内閣総理大臣から金融商品取引法第78条第1項に規定する金融商品取引業

協会として認定された日（平成 23 年 6 月 30 日）から施行する。